

FT トクちゃん新聞

Vol.141

7月号

いよいよ50歳!



令和1年7月5日発行

株式会社繁盛会計
徳野会計事務所

〒530-0054

大阪市北区南森町1-4-19

サウスホレストビル9階

tel: 06-6809-2205

fax: 06-6809-2206

URL: <https://www.ft-tax.com/>

mail: info@ft-tax.com

◆ RPA



RPAってご存じでしょうか。事務作業をロボットにさせるというお話です。

徳野



ロボットといっても、人の形をしたロボットがイスに座って仕事をするというものではありません。システムにプログラムを設定することで自動的に作業してもらうというものです。「ここに格納してるデータを開いてこのデータを引っ張ってきて、あっちのソフトのあそこへ転記する」というようなことを細かく指示すると、システムがその通りにやってくれるということです。

これをうまく導入するには、**格納場所やファイル名の付け方のルール化**を事前にしっかりしておく必要があります。また、**あいまいな指示**では正確に動きません。あいまいな指示が得意な私に限らず、最初の設定にもすぐ時間がかかりそうですが、一度作れてしまうとあとはボタン一つ。**夢のようなお話**です。

会計事務所業界でも人手不足の状況が長期化し、より深刻化していますので、人手不足解消の切り札！と期待されています。繁忙期も過ぎましたのでこの夏、チャレンジしたいと思っています。



◆ 5年後、免税事業者とのお取引にご注意ください!

令和5年10月1日から**適格請求書等保存方式**(以下、**インボイス制度**)が始まります。

小笠原



この**インボイス制度**では、「**適格請求書**」の保存が仕入税額控除の要件となりますが、「**適格請求書**」を発行できるのは登録を受けた**適格請求書発行事業者**のみとなります。この登録は**消費税の課税事業者しか受けることができません**。つまり、免税事業者は「**適格請求書**」を発行できず、結果として取引の相手先は仕入税額控除ができないこととなります。

※経過措置として、一定要件を満たすことで“令和5年10月1日～令和8年9月30日”の期間は「仕入税額相当額×80%」、「令和8年10月1日～令和11年9月30日」の期間は「仕入税額相当額×50%」を仕入税額控除とみなして控除することができます。

お取引先に免税事業者がいる場合には、その**影響額の算定と対策の検討**が必要になります。また、現在、免税事業者の方は**課税事業者になるかどうかの判断**や**得意先への対応**が求められます。

※適格請求書の交付を受けることが困難な以下のような取引は例外的に仕入税額控除が可能です。

- ① 交付義務が免除される一定の取引(自動販売機からの商品購入や3万円未満の公共交通機関の切符)
- ② 従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費、宿泊費、日当や通勤手当等に係る課税仕入れ
- ③ 古物営業、質屋又は宅地建物取引業を営む事業者が適格請求書発行事業者でない者から古物、質物、建物を当該事業者の棚卸資産として取得する取引



◆ 令和1年(2019年)10月以降クルマの税が大きく変わります。

2019年10月以降、以下2点でクルマの税が大きく変わります(**自家用乗用車**に限る)。

北岡



- ① **2019年10月以降に購入**する**新車登録車**から、「自動車税」が**毎年減税**になります。**2,000cc以下のコンパクトカー**ほど減税額が大きく、この排気量では年間最大4,500円、10～15%程度の毎年減税となります。
- ② 「自動車取得税」が**廃止**。新たに自動車の燃費性能等に応じて課税される購入時の税(**環境性能割**:**車による法定課税標準額×税率0%～3%**)が導入されます。**2019年10月1日～2020年9月30日**の1年間は「**環境性能割**」の税率から**1%分軽減**されます。**新車と中古車ともに対象**です。



(注1) 本内容は2019年4月1日現在の法令に基づいたものです。

(注2) 実際の減税額は、自動車の車両価格、排気量や燃費達成度等によって異なります。

具体的な車種における税額の詳細は、自動車販売店等にご相談ください。

◆ 税務スケジュール(7月)



7月10日(水)

- ・社会保険 算定基礎届の提出
- ・労働保険申告 第1期納付
- ・源泉所得税(納期の特例 1月~6月分)納付
- ・6月分 源泉所得税の納付
- ・6月分 住民税の特別徴収税額の納付

7月16日(火)

- ・所得税の予定納税額の減額申請

7月31日(水)

- ・法人税・消費税の確定申告・納税(5月決算法人)
- ・法人税・消費税の予定申告・納税(11月決算法人)
- ・消費税の3ヶ月ごとの中間申告(8月・11月・2月決算法人)
- ・6月分社会保険料の納付
- ・所得税の予定納税 第1期分



◆ 給与計算システム「楽しい給与計算」を是非ご活用ください!



源泉所得税の納期の特例に際しまして、上半期分の納付書作成のため皆様ご協力下さり、ありがとうございました。

Excel等でお給料を管理されているお客様は入力・管理作業が大変だったのではないのでしょうか?

既に弊社担当者よりご案内はしているかとは思いますが、改めてMykomon「楽しい給与計算」というシステムのご案内です。

毎月の作業は右の図のような給与明細の形のフォームでボタンを押して操作するだけの簡単なものになっており、貸金台帳や給与明細の出力も可能です。1つのIDにつき税別月額1,000円必要になりますが、社会保険や雇用保険は自動計算されますので皆様のご負担はぐっと少なくなるかと思えます。

煩雑になりがちな給与計算作業の導入に是非ご一考ください!

導入の際は担当者へお声がけください!

◆ 納期の特例 意外な落とし穴



本来、給与や報酬等に係る源泉所得税は支払った月の翌月10日までに納めなければいけない所、まとめて年2回(1月と7月)の納付でOKという制度があります。これが「納期の特例」です。

承認を受けるための条件はありますが、毎月納付の手間が省ける、便利な制度です。



ところが・・・意外な落とし穴があります。実は、納期の特例制度の対象にならず、通常通りに納付しなければならぬ源泉所得税が存在するのです。



納期の特例制度の対象となるのは、

- ①給与、退職金
- ②税理士、弁護士、司法書士等一定の報酬

これらに係る源泉所得税です。

逆に、これら以外に係る源泉所得税は対象となりません。例えば、

○個人講師に支払う講演料 ○個人ライターに支払う原稿料
これらに係る源泉所得税は、通常通り支払った月の翌月10日までに納めなければいけません。

納付が遅れると、延滞税や加算税が発生する場合があります。源泉所得税の発生する報酬等がありましたら、ご連絡ください。

◆ イニエスタがヴィッセル神戸に



ヴィッセル神戸に元バルセロナ、スペイン代表のイニエスタ選手が加入して約1年が過ぎました。イニエスタ選手に続き、こちらも元スペイン代表のビジャ選手やバルセロナ下部組織出身のサンペール選手などビッグネームの加入にヴィッセル神戸戦は連日大盛況の様です。

僕はもっぱらテレビ観戦ばかりですが、こんな機会はめったにないので先日、スタジアムまで観戦に行ってきました。

しっかりイニエスタ選手もスタメン出場していてヴィッセル神戸も勝ち、またテレビだと感じることでないサポーターの応援の熱量を体感することができて、とても楽しかったです。また機会があれば行きたいなと思います。



◆ クイズ



今月は相続税からのクイズです。

現在の基礎控除額は次のうちどれでしょう。

- ①2,000万円 + 400万円 × 法定相続人の数
 - ②5,000万円 + 1,000万円 × 法定相続人の数
 - ③3,000万円 + 600万円 × 法定相続人の数
- 例えば・・・法定相続人(配偶者・長男・次男)なら・・・
①3,200万円 ②8,000万円 ③4,800万円

となり、大違いです!!

答えは・・・ ③です。

平成27年の改正後、③になりました。

②はその前の基礎控除。バブルに伴ってどんどん上昇していった最後の高額控除時代。①は、バブル前の金額でした。

